

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	被保険者証及び被保険者資格証明書の交付	
根拠法令・条項	国民健康保険法第9条第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>被保険者証の交付</p> <p>世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p> <p>被保険者証の交付についての審査基準</p> <p>1：被保険者資格の有無に関する審査 （国民健康保険法第5条、第6条）</p> <p>2：滞納の有無に関する審査及び交付する証の決定 （国民健康保険法施行規則第6条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	